

# 石川県公報

令和7年2月21日

第13784号(金曜日)

毎週2回 火曜 金曜発行

## 目次

告示			
○都市計画事業の事業計画の変更の認可 (都市計画課)	1	○開発行為に関する工事の完了公告 (建築住宅課)	2
○県営土地改良事業計画の決定及び縦覧公告 (農業基盤課)	1	○開発行為及び公共施設に関する工事の完了公告 (同)	2
○県営緊急防災工事計画の決定及び縦覧公告 (同)	2	○特定調達契約に係る企画提案書の募集公告 (教育委員会事務局)	2

## 告示

### 石川県告示第44号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和7年2月21日

石川県知事 馳 浩

施行者の名称	都市計画事業の種類及び名称	事業地	事業施行期間
金沢市	金沢都市計画下水道事業犀川左岸流域下水道関連金沢市公共下水道	(1) 収用の部分 変更なし (2) 使用の部分 変更なし	昭和63年2月16日から 令和13年3月31日まで

## 公告

### 県営土地改良事業計画の決定及び縦覧公告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第1項の規定により、次のとおり県営土地改良事業計画を定めたので、その関係書類を令和7年2月25日から同年3月26日まで縦覧に供する。

なお、この決定については、土地改良法第87条第6項の規定により、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に審査請求をすることができる。また、この決定を知った日の翌日から起算して6か月以内に、石川県を被告として(訴訟において石川県を代表する者は、石川県知事となる。)、決定の取消しの訴えを提起することができる。ただし、審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、石川県を被告として、決定の取消しの訴えを提起することができる。

令和7年2月21日

石川県知事 馳 浩

事業名	地区名	縦覧に供する書類	縦覧場所
県営ほ場整備事業(面的集積型)	上吉谷地区	県営土地改良事業計画書の写し	白山市産業部農業振興課

## 県営緊急防災工事計画の決定及び縦覧公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の4第1項の規定により、次のとおり県営緊急防災工事計画を定めたので、その関係書類を令和7年2月25日から同年3月26日まで縦覧に供する。

なお、この決定については、土地改良法第87条の4第4項において準用する同法第87条第6項の規定により、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に審査請求をすることができる。また、この決定を知った日の翌日から起算して6か月以内に、石川県を被告として（訴訟において石川県を代表する者は、石川県知事となる。）、決定の取消しの訴えを提起することができる。ただし、審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、石川県を被告として、決定の取消しの訴えを提起することができる。

令和7年2月21日

石川県知事 馳 浩

事業名	地区名	縦覧に供する書類	縦覧場所
老朽ため池整備事業 (防災対策型)	杵坂池地区	県営緊急防災工事計画書の写し	七尾市産業部農林水産課
〃	土田池地区	〃	〃
〃	竹谷内三つ池上地区	〃	〃
〃	ボンタ池地区	〃	志賀町農林水産課

## 開発行為に関する工事の完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく次の開発行為に関する工事が完了した。

令和7年2月21日

石川県知事 馳 浩

開発区域に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者
河北郡内灘町字西荒屋わ19番3	河北郡内灘町字西荒屋わ19番5 中村 秀行

## 開発行為及び公共施設に関する工事の完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく次の開発行為及び公共施設に関する工事が完了した。

令和7年2月21日

石川県知事 馳 浩

開発区域に含まれる地域の名称	公共施設の種類、位置及び区域	開発許可を受けた者
かほく市高松ア14番9、14番26から14番35まで、14番37、14番39及び14番42	緑地 かほく市高松ア14番34及び14番39 調整池 かほく市高松ア14番32及び14番33	羽咋郡志賀町高浜町ヤの 141番地 有限会社大生地建

## 特定調達契約に係る企画提案書の募集公告

次のとおり地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）に規定する企画提案書の募集を実施する。

令和7年2月21日

石川県知事 馳 浩

## 1 業務の概要

## (1) 業務件名

石川県立学校スクールネット構築及び運用業務委託

## (2) 業務内容

企画提案募集要領及び仕様書のとおり。

## (3) 納入期限

令和7年12月31日まで

## (4) 提供場所

仕様書のとおり。

## (5) 仕様書等の配布方法等

## ア 配布期間

令和7年2月21日(金)から同年3月17日(月)まで

## イ 配布方法

以下の石川県ホームページよりダウンロードすること。

(<https://www.pref.ishikawa.lg.jp/kyoiku/syomu/schoolnet.html>)

## 2 参加資格

次の条件をすべて満たすこと。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 本企画提案に係るプレゼンテーションの実施日において、平成10年度以降石川県が発注する物品の製造の請負、物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査の申請の時期及び方法等(平成9年石川県告示第581号)に基づき、令和7年度における競争入札参加者資格を有すると認められた者であること。
- (3) 石川県内に主たる事業所または事業拠点を有する者であること。
- (4) 県の指名停止の措置を受けている者でないこと。
- (5) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (6) 役員(役員として登記又は届出されていないが、事実上経営に参画している者を含む。)が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員、又は暴力団関係者(暴力団の構成員及び暴力団に協力し、又は関与する等これと交わりを持つ者をいう。)と認められる者でないこと。
- (7) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人及び団体でないこと。
- (8) 本店及び県内に所在する営業所等が国税及び地方税を滞納していないこと。
- (9) 事業の受託業務に関するノウハウを有し、事業の実施にあたり専任の担当者を配置し、県との打合等に担当者等を出席させることが可能な者であること。
- (10) 仕様書に定める「受注者に求める要件」を満たす者であること。

## 3 企画提案書の提出場所等

## (1) 提出場所及び問合せ先

〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地

石川県教育委員会事務局庶務課学校経営グループ

電話：076-225-1817

電子メール：k-kohoul@pref.ishikawa.lg.jp

## (2) 参加表明の期限等

ア 表明期限 令和7年3月17日(月)午後5時

イ 表明方法 企画提案募集要領に示す方法による。

## (3) 企画提案書の提出期限等

ア 提出期限 令和7年3月27日(木)午後5時

イ 提出方法 企画提案募集要領に示す方法による。

## 4 受託候補者の選定及び契約

- (1) 3(3)アの提出期限までに企画提案書の提出のあった参加者について、令和7年4月中旬に開催する審査会においてプレゼンテーション(質疑応答を含む。)を実施する。
- (2) 受託候補者の選定について、提出された参加申込手続書類、企画提案書及び(1)のプレゼンテーションの内容について審査を行い、最も優れた提案をしたものを受託候補者として選定し、文書で通知する。
- (3) 受託候補者と契約条件を協議の上、契約を締結する。

(4) 本件については、石川県議会で令和6年度第1次3月補正予算及び令和7年度当初予算が議決されない場合には、本企画提案は無効となり、そのことについて県は一切責任を負わないものとする。

## 5 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 契約書の要否

要

(3) 4(1)の審査会への出席及び提出書類等の作成並びに提出に要する費用は、全て応募者の負担とし、提出書類等は、返却しない。なお、提出書類等の機密保持には、十分配慮する。

(4) 詳細は、企画提案募集要領及び仕様書による。

## 6 Summary

(1) Item and Service Requested

Communication equipment for school network construction, operation and maintenance business.

(2) Fulfilment End Date

December 31, 2025

(3) Deadline for Application Form Submission

5:00p.m. March 17, 2025

(4) Deadline for Proposal Submission

5:00p.m. March 27, 2025

(5) Language and Currency Used in the Contracting Procedure

The language and currency used in the contracting procedure shall be Japanese and Japanese currency (Japanese yen).

(6) Contact Details

General Affairs Division, Board of Education Secretariat, Ishikawa Prefectural Government 1-1 Kuratsuki, Kanazawa, Ishikawa 920-8580 Japan TEL +81-76-225-1817